

広島県告示第二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年一月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		広島県江田島市大柿町柿浦地内				
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十九年政令第八十四号）で定める事項	
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十九年政令第八十四号）で定める事項	
	大谷（二〇三七）	急傾斜地の崩壊	大谷（二〇三七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	北迫（二〇三八）	急傾斜地の崩壊	北迫（二〇三八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	常道（二〇四八）	急傾斜地の崩壊	常道（二〇四八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	柿浦一号（六一二九）	急傾斜地の崩壊	柿浦一号（六一二九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	北迫一号（五九二）	急傾斜地の崩壊	北迫一号（五九二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	柿浦二号（一〇六〇）	急傾斜地の崩壊	柿浦二号（一〇六〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	柿浦二号（一〇六〇―一）	急傾斜地の崩壊	柿浦二号（一〇六〇―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	北迫四号（一二三四）	急傾斜地の崩壊	北迫四号（一二三四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	下岡三号（一〇二〇）	急傾斜地の崩壊	下岡三号（一〇二〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	坊地六号（九一一）	急傾斜地の崩壊	坊地六号（九一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	

坊地三号（一〇五九一） （一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	坊地三号（一〇五九一） （一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坊地三号（一〇五九一） （二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	坊地三号（一〇五九一） （二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坊地八号（九一三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	坊地八号（九一三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坊地八号（九一三） （一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	坊地八号（九一三） （一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坊地八号（九一三） （二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	坊地八号（九一三） （二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北迫五号（九二四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	北迫五号（九二四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北迫（一〇八六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	北迫（一〇八六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
楠田川（四七二） （一）	土石流	次の図のとおり	楠田川（四七二） （一）	土石流	次の図のとおり
楠田川（四七二） （二）	土石流	次の図のとおり	楠田川（四七二） （二）	土石流	次の図のとおり
楠田川（四七二） （三）	土石流	次の図のとおり	楠田川（四七二） （三）	土石流	次の図のとおり
楠田川（四七二） （四）	土石流	次の図のとおり	楠田川（四七二） （四）	土石流	次の図のとおり
楠田川（四七二） （五）	土石流	次の図のとおり	楠田川（四七二） （五）	土石流	次の図のとおり
柿浦川（二〇〇七） （一）	土石流	次の図のとおり	柿浦川（二〇〇七） （一）	土石流	次の図のとおり
柿浦川（二〇〇七） （二）	土石流	次の図のとおり	柿浦川（二〇〇七） （二）	土石流	次の図のとおり
柿浦川（二〇〇七） （三）	土石流	次の図のとおり	柿浦川（二〇〇七） （三）	土石流	次の図のとおり
柿浦川（二〇〇七） （四）	土石流	次の図のとおり	柿浦川（二〇〇七） （四）	土石流	次の図のとおり
柿浦川（二〇〇七） （五）	土石流	次の図のとおり	柿浦川（二〇〇七） （五）	土石流	次の図のとおり
柿浦川（二〇〇七） （六）	土石流	次の図のとおり	柿浦川（二〇〇七） （六）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。